

指定避難所に関する役割分担等

1 役割分担

種類	内 容	担当	
		道 (指定管理者)	市町村
避難所開設の可否判断	・市町村から避難所開設要請があった際の開設可否の判断	○	
避難所の運営	・避難者の対応及び避難所の運営 (避難者による避難所運営のための調整含む)		○
施設管理に関する業務	・設備の保守、警備業務等施設管理に関するこ と(休館日、夜間含む)	○	
施設備品の供与等	・施設に既に配備されている寝具、椅子、テー ブル等、避難所運営に必要な備品等の供与	○	
事件、事故(トラブル)発生時の対応	・避難所内での事件、事故又は避難者間のトラ ブルの対応		○
その他	・上記に定めのない事項	協議事項	

2 経費負担

種類	内 容	負担者	
		道	市町村
避難所の運営に要する経費	・避難所運営に要するすべての経費 (使用料、光熱水費、施設管理に要する経 費は除く)		○
避難所運営に起因する減収補償	・避難所運営に起因する事業の中止等による 利用料金等の減収補償	協議事項	
避難所使用時の施設等の破損について	・避難所として使用時の施設及び付属物などに 損壊が生じた場合の復旧費用 (余震など災害を起因とする場合は除く)		○
避難場所使用終了後の原状回復について	・避難所として使用した箇所について、施設の 本来業務の再開に必要な原状回復費用 (災害により損壊した箇所を除く)		○
その他	・上記に定めのない経費	協議事項	

3 指定管理者の役割

「1 役割分担」表中、道の指示に従い、道に代わって指定管理者が担う業務。

- (1) 「避難所開設の可否判断」に関すること。
- (2) 「施設管理に関する業務」に関すること。
- (3) 「施設備品の供与」に関すること。
- (4) 上記に関し、業務の進捗状況等の報告に関すること。